

二次元
コード特別支給の老齢厚生年金受給権者 老齢基礎年金支給繰上げ請求書
(特別支給の老齢厚生年金受給権者が老齢基礎年金を繰上げて請求するときの届)

下記の「注意事項」をよく読んでからご記入ください。

令和 XX 年 XX 月 XX 日 提出

この請求書に添えなければならない書類については裏面をご覧ください。

*複数の年金を受け取っているため年金証書の年金コード(4桁)が複数ある場合、左詰めで続けてご記入ください。

①	個人番号(マイナンバー)	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	基礎年金番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		
	年金証書の年金コード*	X	X	X	X								
②	生年月日	昭和	X	X	年	X	X	月	X	X	日		
③	住所	〒 168-0071											
		杉並区高井戸西3-5-24											
④	(フリガナ)	ネンキン ハナコ											
	氏名	年金 花子											
⑤	連絡先	XXXXXXXX-XXXX-XXXXXX											

注意事項

- 老齢基礎年金を繰上げ請求すると、繰上げする期間に応じて年金額が減額されます。生涯にわたり減額された年金を受給することになります。
- 老齢基礎年金を繰上げ請求した後は、繰上げ請求を取消することはできません。
- 老齢基礎年金を繰上げ請求すると、国民年金の任意加入や、保険料の追納はできなくなります。
- 繰上げ請求した日以後は、国民年金の寡婦年金は支給されません。寡婦年金を受給中の方は寡婦年金の権利がなくなります。
- 繰上げ請求した日以後は、事後重症などによる障害基礎(厚生)年金を請求することができません。(治療中の病気や持病がある方は注意してください。)

職員記入欄 (以下は記入する必要はありません。)

基礎厚生 年金決定 65	改定年月日			事由 02 12	年金額 改定 54	改定年月日			事由 25	配状態表示
	年	月	日			年	月	日		
定額部分 開始年齢 ・月数	歳		月		※配偶者証番訂正・収録 80					
	歳		月	1						
	歳		月	2						



[この請求書に添えなければならない書類]

1. 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本（①欄に個人番号（マイナンバー）を記入することで省略できます。）
※ 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本については、請求書提出日の1カ月前以降に交付されたものがが必要です。
 2. 請求者の個人番号（マイナンバー）を記入した場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。
なお、配偶者および子のマイナンバー確認書類および身元（実存）確認書類の添付は不要です。
①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2。
- ※1 郵送で請求書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

◎この請求書を提出する際に住所を変更している方は住所変更届を、氏名を変更している方は氏名変更届を、年金の受取口座の変更を希望する方は受取機関変更届を添えてください。

<添付書類の取扱いについて>

- 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）